令和3年9月30日 ガバニングボード決定

○評価項目(フェーズ1)

	評価項目	評価の観点	評価
1	計画に示した取組の着実な実施	研究開発課題ごとの応募状況研究開発課題ごとの採択状況	応募数 採択数・採択率
		明え開光課題とこの保が水が ニーズ元府省等が設定した研究開発課題と採択者(スタートアップ・中小企業・研究者等)の研究開発との合致	定性評価
		採択者の研究開発実施能力 (規模、研究者数、審査時のスコア、研究開発計画・体制の 妥当性等)	定性評価
		研究開発課題ごとの研究開発事業の事業計画に照らした進 捗状況	 定性評価・予算の執行率
		事業の目的を達成する見込み	定性評価
		採択者が実施したフェーズ1の優れた研究開発成果(POC) のフェーズ2、3への橋渡しが実現する見込み	定性評価
2	取組の効果	採択者の研究開発目標の達成状況	指標のクリア率
		採択者の起業(会社設立・ベンチャーへの技術移転)見込み (知的財産の取得、売上、技術移転、起業時期の見通し等)	定性評価
		採択者からの事業に対する満足度(研究開発課題に対する 満足度は除く)	満足度比率
3	事業体系の構築	基礎研究から事業化フェーズまでの切れ目ない事業を実施するために必要な枠組みの構築に係る取組	定性評価
		・プログラムマネージャー・省庁担当者の相互連携 ・応募・審査・採択者情報等の共有 等	
4	「指定補助金等の 交付等に関する指 針」の実施	「指定補助金等の交付等に関する指針」に規定されている指 定補助金等の交付の方法に基づいているか	定性評価
		・多段階選抜の適合状況(フェーズ・期間・規模) ・プログラムマネージャーの活動 ・公募の予見可能性・利便性 ・申請手続きの簡素化 ・対象経費の妥当性、執行の柔軟化・弾力化 ・普及活動 等	

【評価方法】

定量評価項目についてはその数値に応じて評価を決定。定性評価項目は審査委員が評価を実施。 評価項目の重み付けについては別途検討。

- ①各委員は5段階[※]で評価
- ②各審査項目の総合評価は、各委員の評価を踏まえ、座長が5段階で評価を決定。
- ③施策の総合評価は、各審査項目の総合評価を踏まえ、座長が5段階で評価を決定。
 - %[S](非常に優れている)、[A](優れている)、[B](順調である)、 [C](やや不十分である)、[D](不十分である)

目標達成でB判定とする。

○評価項目(フェーズ2・3)

	評価項目	評価の観点	評価
1	計画に示した取組の着実な実施	研究開発課題ごとの応募状況	応募数
		研究開発課題ごとの採択状況	採択数•採択率
		ニーズ元府省等が設定した研究開発課題と採択者(スタート アップ・中小企業・研究者等)の研究開発との合致	定性評価
		採択者の研究開発実施能力 (規模、研究者数、審査時のスコア、研究開発計画・体制の 妥当性等)	定性評価
		研究開発課題ごとの研究開発事業の事業計画に照らした進 捗状況	 定性評価・予算の執行率
		事業の目的を達成する見込み	定性評価
		採択者が実施したフェーズ2の優れた研究開発成果(POC)のフェーズ3、政府調達等への橋渡しが実現する見込み	定性評価
2	取組の効果	採択者の研究開発目標の達成状況	指標のクリア率
		採択者の起業(会社設立・ベンチャーの技術移転)見込み (知的財産の取得、売上、技術移転、起業時期の見通し、資 金調達、雇用の見込み・実数等)	定性評価 (数値があるものは定量評価)
		採択者からの事業に対する満足度(研究開発課題に対する 満足度は除く)	満足度比率
3	事業体系の構築	基礎研究から事業化フェーズまでの切れ目ない事業を実施するために必要な枠組みの構築に係る取組	定性評価
		・プログラムマネージャー・省庁担当者の相互連携 ・応募・審査・採択者情報等の共有 等	
4	「指定補助金等の 交付等に関する指 針」の実施	「指定補助金等の交付等に関する指針」に規定されている指 定補助金等の交付の方法に基づいているか	定性評価
		・多段階選抜の適合状況(フェーズ・期間・規模) ・プログラムマネージャーの活動 ・公募の予見可能性・利便性	
		・申請手続きの簡素化・対象経費の妥当性、執行の柔軟化・弾力化・普及活動・政府調達拡大の取組 等	

【評価方法】

定量評価項目についてはその数値に応じて評価を決定。定性評価項目は審査委員が評価を実施。 評価項目の重み付けについては別途検討。

- ①各委員は5段階※で評価
- ②各審査項目の総合評価は、各委員の評価を踏まえ、座長が5段階で評価を決定。
- ③施策の総合評価は、各審査項目の総合評価を踏まえ、座長が5段階で評価を決定。
 - %「S」(非常に優れている)、「A」(優れている)、「B」(順調である)、「C」(やや不十分である)、「D」(不十分である)

目標達成でB判定とする。

〇評価基準

- 「S」: PRISM の事業趣旨*の下、新たな日本版 SBIR 制度に基づき、省庁横断で基礎研究から事業化フェーズまでの切れ目ない事業の実施のため、事業の取組や事業体系の構築等が非常に優れており、目標を大きく上回る成果が得られていると認められる。
- 「A」: PRISM の事業趣旨の下、新たな日本版 SBIR 制度に基づき、省庁横断で基礎研究から事業 化フェーズまでの切れ目ない事業の実施のため、事業の取組や事業体系の構築等が**優れ** ており、目標を上回る成果が得られていると認められる。
- 「B」: PRISM の事業趣旨の下、新たな日本版 SBIR 制度に基づき、省庁横断で基礎研究から事業 化フェーズまでの切れ目ない事業の実施のため、事業の取組や事業体系の構築等が<u>順調</u> であり、目標を達成していると認められる。
- 「C」: PRISM の事業趣旨の下、新たな日本版 SBIR 制度に基づき、省庁横断で基礎研究から事業 化フェーズまでの切れ目ない事業の実施のため、事業の取組や事業体系の構築等が<u>やや</u> **不十分であり、改善を要する**。
- 「D」: PRISM の事業趣旨の下、新たな日本版 SBIR 制度に基づき、省庁横断で基礎研究から事業 化フェーズまでの切れ目ない事業の実施のため、事業の取組や事業体系の構築等が<u>不十</u> 分であり、抜本的な改善を要する。
- ※ PRISM(官民研究開発投資拡大プログラム)は、民間研究開発投資誘発効果の高い領域又は財政支出の効率化に資する領域への各府省庁施策の誘導を図ることを目的とする。